

<可決された意見書>

**基地対策予算の増額等を求める意見書**

本市には、キャンプ座間、相模総合補給廠及び相模原住宅地区の米軍施設が所在し、市域に広大な面積を占めていることから、土地利用や交通網の分断など都市の発展や市民生活に多大の影響を及ぼしている。最近では、近傍の厚木基地で実施された空母ジョージ・ワシントン艦載機の離着陸訓練による騒音被害やE A - 6 B プラウラーからの部品落下事故の原因究明及び防止策が公表されていないことなど、平穏な市民生活が脅かされ、強い不信感を持たざるを得ない状況が続いている。

また、相模総合補給廠の一部返還が合意されるものの、戦闘指揮訓練センターの建設やキャンプ座間への在日米軍新司令部の設置、相模原住宅地区への住宅の増設等は、基地の早期返還を求める市民の切実な願いに反するものである。

我が国の安全保障に係る負担については、本来は国民全体で担うべきものであり、基地の返還が実現するまでの間においては、この負担に相応した十分な代替措置や助成その他必要な措置を国は講ずるべきである。

よって、本市議会は、基地の機能強化、恒久化に反対し、早期返還を求めることを改めて決議するとともに、国会及び政府におかれては、全面返還に至るまでの当面の措置として次の事項を早急実現されるよう、強く求めるものである。

- 1 基地返還跡地である国有財産（キャンプ淵野辺留保地を含む）の処分に際しては、無償譲与とするなど財政優遇措置を講じること。
- 2 基地交付金については、制度本来の趣旨を踏まえ固定資産税相当額の全額を交付し、共同使用により基地内に所在する自衛隊施設についても、その算定対象とすること。また、調整交付金については、固定資産税等地方税の非課税措置・特例措置による税制上の損失を全額補填すること。
- 3 相模総合補給廠の一部返還に伴う鉄道事業及び相模原駅周辺のまちづくり事業に対して、財政援助その他の支援を行うこと。
- 4 キャンプ座間の機能強化によって、周辺道路の交通量の増加など、市民生活への影響が懸念されることから、県道51号（町田厚木）の拡幅整備については特段の財政援助を行うこと。
- 5 その他、基地に関する特殊な事情を考慮した財政支援制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会  
内 閣 あ て

平成24年6月29日

相 模 原 市 議 会

## 厚木基地での米空母艦載機による着陸訓練と騒音被害に関する意見書

厚木基地を離着陸する米空母艦載機については、かねてから同基地の滑走路延長線上にあたる本市南部地域を中心に、激しい騒音被害がもたらされてきており、多くの市民が、騒音による苦痛や部品落下、墜落に対する不安を訴え続けている。

こうした中、平成24年5月22日、突然防衛省から、米空母ジョージ・ワシントン艦載機による空母離着陸訓練を同日の5月22日から5月24日までの間、厚木基地で実施するとの通告があり、一方的に訓練が強行された。

今回の訓練に際しては、本市上空においても、昼間のみならず深夜に及び絶え間ない騒音が響き渡る極めて異常な事態となった。また、100デシベルを超えた地域もあり、受忍限度をはるかに超えた激しい騒音により、過去に例を見ない多数の苦情が市民から寄せられた。

日ごろから騒音被害に苦しんでいる多くの市民に、さらに耐え難い苦痛を与えるこのような訓練は、理由の如何を問わず到底容認できるものではない。

よって本市議会は、今回の事態について断固抗議するとともに、国会及び政府におかれては、今後、米政府に対し厚木基地において夜間を含めた離着陸訓練を二度と行わないことを基本に、速やかにすべての離着陸訓練を硫黄島で完全実施すること及び、米空母艦載機の厚木基地からの移駐を確実に実施することを強く要請することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会  
内 閣  
あ て

平成24年6月29日

相 模 原 市 議 会

## 神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

我が国の雇用環境は、新卒も含めた正社員採用の減少や、非正規労働者の増加とそれに伴う低賃金層の増大など、依然として厳しい状況にある。

このような状況の中で、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットである最低賃金制度が果たす役割は大きく、最低賃金の改善、特定最低賃金による事業の公正競争の確保、均等・均衡待遇は、労働行政の重要課題といえる。

よって本市議会は、国会、政府並びに神奈川県知事におかれて、次の事項について実現を図られるよう要望するものである。

1 神奈川県最低賃金の諮問、改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。

2 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。

3 最低賃金論議については、生活保護との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図ること。また、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会  
内 閣 あ て  
神奈川県知事

平成24年6月29日

相 模 原 市 議 会

## 義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画の早期実施を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と教育水準の維持・向上を図る制度として、我が国の義務教育制度の根幹をなしている。2006年より国の負担率は2分の1から3分の1に削減されたが、同制度の持つ重要性は今も揺るぎない。

地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、全国的な教育水準の確保と教育の機会均等のためには、同制度を存続し、国の負担により教育予算を確保し保障することが必要不可欠である。

また、少人数学級など子供たち一人一人に応じたきめ細かな教育を行うために、教職員定数改善計画の早期実現をはじめ、教職員配置の更なる充実が求められている。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 義務教育制度の根幹である教育の機会均等と水準確保、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続させるとともに、事務職員・学校栄養職員・加配教員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 義務標準法改正の趣旨に基づき、公立の小学校2年生から6年生まで、及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準を順次35人に改定する措置を早期に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会  
内 閣  あ て

平成24年6月29日

相 模 原 市 議 会